

長 第 4 2 5 号
令和 4 年 8 月 2 日

介護サービス情報公表対象事業所の管理者 様

岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長

令和4年度における介護サービス情報の報告及び公表について

このことについては、介護保険法第115条の35により、介護サービス事業者は、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報を、管轄する都道府県知事に報告することが義務付けられており、報告を受けた都道府県知事は、当該報告の内容を公表することが定められています。

つきましては、別添「令和4年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」により報告及び調査について適切に御対応くださるようお願いいたします。

併せて、貴事業所と所在地を一にする関連事業所がある場合には、本通知内容を当該関係事業所あてに周知くださるようお願いいたします。

具体的な報告手続き等については、後日、県が指定した指定情報公表センター及び指定調査機関から連絡いたします。

なお、事業所ごとの公表日程等は、下記の当課ホームページに掲載していますので申し添えます。

記

- 1 当課ホームページ（介護サービス情報の公表について）の URL

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1003732.html>

トップページ > くらし・環境 > 福祉 > 介護福祉 > 介護サービス事業者の皆様へ > 介護サービス情報の公表について

- 2 令和4年度の既存事業所に対する調査の対象サービス

（介護予防）特定施設入居者生活介護、居宅介護支援（盛岡、中部、宮古、久慈、二戸）、介護医療院、（介護予防）短期入所療養介護、介護療養型医療施設、

- 3 留意事項

- （1）本制度における報告や調査について、対象となる事業所は、対応することが法律で義務付けられています。
- （2）報告義務があるにも関わらず未報告の事業所については、介護サービス情報公表システムにおいて公表しますので、適切な対応をお願いします。

【担当】

介護福祉担当 三浦
TEL：019-629-5441（直通）
FAX：019-629-5444

介護サービス事業所・施設の皆様へ

「介護サービス情報の公表」制度への対応について

介護サービスを提供する事業所・施設（以下「事業所等」といいます。）は、提供するサービスの内容や事業所等の運営状況等を、県に報告することが義務付けられています。

また、岩手県では、新たに介護サービスの提供を開始する事業所等に対して、報告内容の確認のため、調査の受審を義務付けております。

具体的な手続きについては、指定情報公表センター・指定調査機関から案内しますので、貴事業所等におかれましては、制度の趣旨をご理解いただき、報告や調査の受審への対応をお願いします。

1 「介護サービス情報の公表」制度とは？

介護保険法に基づき平成18年4月からスタートした制度で、利用者が介護サービスや事業所等を比較・検討して、適切に選ぶために必要な情報を都道府県が提供する仕組みです。

各事業所等の情報を、厚生労働省が運営する「介護サービス情報公表システム」上で公表することにより、インターネットで、いつでも誰でも気軽に情報を入手することができます。

2 公表までの流れ

岩手県では、毎年度、報告、調査及び公表の時期や対象となる事業所等について、「介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」を策定し、お知らせしますので、その計画に基づき、報告や調査の受審への対応をしていただきます。

(1) 報告

事業所等は、提供するサービスの内容や事業所の運営状況等を「介護サービス情報公表システム」に入力し、報告します。

報告は、県が指定する「指定情報公表センター」が受け付けます。

≪指定情報公表センター：公益財団法人いきいき岩手支援財団≫

(2) 調査

報告内容の確認のため、事業所等は調査を受けます。調査を受けるのは、事業所を開設した時と、その後、概ね6年に1回です。調査は、県が指定する「指定調査機関」が行います。

≪指定調査機関：特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会≫

(3) 公表

調査結果を踏まえて、指定情報公表センターが報告内容を確認し、公表します。



3 報告（公表）・調査の受審が義務付けられている事業所等

区 分	報告（公表）	調査の受審
新たに介護サービスの提供を開始する事業所等	○	○
前年の介護報酬総額が100万円を超えた事業所等	○	○(概ね6年に1回)
前年の介護報酬総額が100万円以下の事業所等	不要	不要

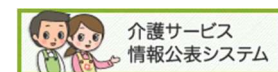
4 手数料

- 報告（公表）に伴う手数料（公表手数料） 7,200円（支払先：指定情報公表センター）
- 調査受審に伴う手数料（調査手数料） 26,000円（支払先：指定調査機関）

◆「介護サービス情報の公表」制度について、詳しくはこちらをご覧ください◆

- 介護サービス情報公表システム

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/03/index.php>



- 岩手県保健福祉部長寿社会課ホームページ「介護サービス情報の公表について」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1003732.html>

このチラシに関するお問合せ先はこちらです。

岩手県保健福祉部長寿社会課 介護福祉担当 TEL：019-629-5441（直通）



介護保険法（平成9年法律第123号）抜粋

最終改正：平成29年6月2日公布（平成29年法律第52号）改正

第十節 介護サービス情報の公表

（介護サービス情報の報告及び公表）

第百十五条の三十五 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。
- 4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。